



平成 29 年 7 月 11 日

各 位

会 社 名 高砂香料工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 植村 聰
(コード番号 4914 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 笠松 弘典
(TEL 03-5744-0523)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 7 月 11 日開催の取締役会において、下記の通り、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

| | | | |
|---|--|--|--|
| (1) 処 分 期 日 | 平成 29 年 8 月 10 日 | | |
| (2) 処 分 する 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 5,323 株 | | |
| (3) 処 分 価 額 | 1 株につき 4,225 円 | | |
| (4) 処 分 価 額 の 総 額 | 22,489,675 円 | | |
| (5) 募 集 又 は 処 分 方 法 | 特定譲渡制限付株式を割り当てる方法によります。 | | |
| (6) 出 資 の 履 行 方 法 | 金銭報酬債権の現物出資によります。 | | |
| (7) 割 当て の 対 象 者 及 び そ の 人 数 並 び に 割 当て る 株 式 の 数 | 当社取締役（社外取締役を除く） 6 名 5,323 株 | | |
| (8) そ の 他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。 | | |

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 29 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、取締役と株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、平成 29 年 6 月 28 日開催の当社第 91 回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のために年額 1 億円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として 3 年間から 5 年間までの間で当社の取締役会が定める一定期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

本制度の概要につきましては、以下のとおりです。

本制度は、対象取締役に譲渡制限付株式を付与するため、当社取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を出資財産として会社に現物出資し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき当社の対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額1億円以内といたします。本制度により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年4万株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）等、当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で下記「3. 譲渡制限付株式割当契約の概要」に記載した内容で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。その内容としては、①対象取締役は本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、一定期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②譲渡制限期間は、取締役と株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、対象取締役が当社の普通株式について本割当契約により割当てを受けた日から3年間とすること、③対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、又は当社の取締役会が予め設定した業績目標（複数・段階的に設定することができるものとします。）の達成度合いに応じて、割り当てられた株式の全部又は一部の譲渡制限を譲渡制限期間が満了した時点で解除することとし、④一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回、当社は、本日開催の当社の取締役会決議において、対象取締役に対し、本制度に基づき金銭報酬債権を支給することを決定し、その合計額は22,489,675円となります。また、当社は、本日開催の取締役会決議において、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を出資財産として会社に現物出資する方法により、対象取締役に対して当社の普通株式合計5,323株を割り当てる決定をいたしました。なお、当該金銭報酬債権は、各対象取締役が当社との間で本割当契約を締結することを条件として支給いたします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

① 譲渡制限期間

平成29年8月10日～平成32年8月10日（以下「本譲渡制限期間」といいます。）

② 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役による株式保有を促進する観点から、本割当株式の50%については、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件（以下「在籍条件」といいます。）として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

また、本割当株式の50%については、在籍条件に加え、中期経営計画GP-3（2015-2017年度）

にて掲げている連結営業利益率及び連結自己資本利益率の目標達成度に応じて(以下「業績条件」といいます。)、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものとします。
詳細は下記の通りです。

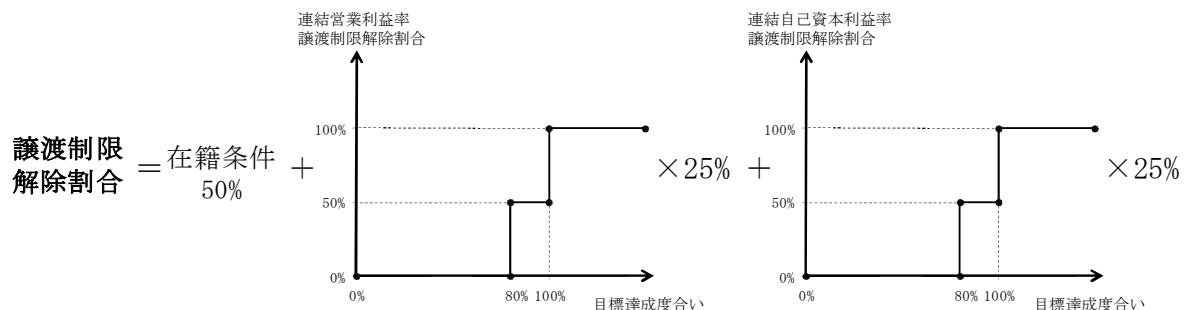
$$\text{譲渡制限解除割合} = \text{在籍条件 (50\%)} + \text{業績条件① (25\%)} + \text{業績条件② (25\%)}$$

業績条件①：中期経営計画 GP-3 (2015-2017 年度) 終了時に同中期経営計画に重要指標として
掲げている連結営業利益率の目標達成度に応じて譲渡制限を解除 ※1

業績条件②：中期経営計画 GP-3 (2015-2017 年度) 終了時に同中期経営計画に重要指標として
掲げている連結自己資本利益率の目標達成度に応じて譲渡制限を解除 ※1

※1 業績条件①、②は、在籍条件を満たした場合にのみ適用されるものとします。

$$\text{連結自己資本利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{\frac{\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}}{2}}$$



中期経営計画 GP-3 (2015-2017 年度) に掲げる連結営業利益率及び連結自己資本利益率の目標

| | 目標 |
|-----------|------|
| 連結営業利益率 | 4.4% |
| 連結自己資本利益率 | 6.0% |

③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において上記②の譲渡制限の解除条件の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

また、対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、対象取締役に割り当てられた本割当株式を当然に無償で取得するものとします。無償で取得する時期は、正当と認める理由の有無を審議する取締役会で決定するものといたします。任期満了、死亡等による地位の喪失であって当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を

解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

④ 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象取締役が野村證券株式会社に開設した譲渡制限付株式専用の口座において、本譲渡制限期間中、対象取締役名義の他の株式と分別管理されます。

⑤ 組織再編における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会。）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものとします。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

⑥ その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他当社の取締役会で定める事項を本割当契約の内容とします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当社取締役会決議日の前営業日（平成 29 年 7 月 10 日）における東京証券取引所における当社普通株式の終値である 4,225 円としております。この価額は、東京証券取引所における当社の普通株式の 1 ヶ月（平成 29 年 6 月 12 日から平成 29 年 7 月 10 日まで）の終値単純平均値である 4,232 円（円未満切り捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率は -0.17%（小数点以下第 3 位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、3 ヶ月（平成 29 年 4 月 11 日から平成 29 年 7 月 10 日まで）の終値単純平均値である 4,008 円からの乖離率は 5.41%、6 カ月（平成 29 年 1 月 11 日から平成 29 年 7 月 10 日まで）の終値単純平均値である 3,703 円からの乖離率は 14.1%となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

5. その他

国内非居住の取締役に対しては、上記の譲渡制限付株式報酬に代替する報酬として、金銭による株価運動報酬を導入いたします。当該報酬は、国内非居住の取締役ごとの一部報酬額を処分価額で除した理論株式数に、譲渡制限期間満了日における東京証券取引所における当社の普通株式の

終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を乗じた額とし、譲渡制限期間満了日以降、当社の定めた日に支給するものとします。なお、当社第91回定時株主総会で承認された報酬枠の範囲内（年額2億4000万円）で、金銭による報酬の一部として支給いたします。

以上